

「時効の援用権者」理論の再検討

石 口 修

第一章 序 論	
第一節 はしがき	
第二節 時効の援用に関する法的構成	
第一項 判例法理	
第二項 学 説	
第二章 問題の所在	
第三章 時効援用権者の範囲	
第一節 従来の判例法理	
第一項 大審院時代	
第二項 最高裁	
第二節 従来の学説の検討	
第四章 「時効の援用権者」理論の再検討	
第一節 消滅時効の援用権者	
第二節 取得時効の援用権者	
第三節 小 括	
第五章 結 語	

第一章 序 論

第一節 はしがき

時効の援用という法律用語は民法第一四五条において現れる。この第一四五条によると、時効は当事者が援用しなければ、裁判所は時効を理由として裁判することができない旨が規定されているだけで、援用の意義並びに援用権者の範囲については明らかではない。

時効の援用とは、時効によって利益を受ける者、例えば、取得時効によって所有権を取得する者、消滅時効によって債務を免れる者などが、時効の利益を受けようとするものであると解されており、¹⁾ ここまでは全く異説を見ない。しかし、民法上の構成が、一方では、一定の期間の経過により権利を取得する(第一六二条、第一六三条)、あるいは、権利が消滅する(第一六七条以下)となっており、この文言から推察すると、時効の成立要件を具備しただけで、時効の効果として権

利の得喪が発生するものと解しうるにも関わらず、他方では、右のように、援用がなければ裁判所は時効を理由として裁判することができない旨が規定されている関係上、時効によって権利の得喪が生じているにも関わらず、そのままでは裁判できないという一種の矛盾状況を呈している²⁶⁾。このように、条文間に一見して矛盾と見られる状況が存在することから、その条文間の整合性ないし調和を如何にして図るべきかという問題が必然的に発生した。その結果、時効の援用の意義に関して、従来から判例と学説とが激しく対立し、また、学説相互間においても、様々な論争が展開されてきた。以下においては、時効の援用権者に関する議論に先立ち、まず最初に、時効の援用そのものに関する議論の後を振り返ってみることとする。

註

- (1) 我妻米『新訂民法総則』(岩波書店、昭和四〇年)四四三頁。遠藤浩「時効の援用・利益の放棄」、『総合判例研究叢書民法』(8)『(有斐閣、昭和三年)九九頁(一〇五頁)。
 (2) この矛盾状況の指摘についても、我妻・前掲書(前掲註1)四四三・四四四頁を参照したが、この点に関しては、判例・学説上異論を見ない。

第二節 時効の援用に関する法的構成

第一項 判例法理

時効の援用の意義に関して、判例は、消滅時効の完成した権利は当事者が時効を援用して初めて消滅するものではなく、時効完成時にお

いて既に消滅するものと解しており(大判明三八・一一・二五民録一輯一五八頁、大判大八・七・四民録二五輯二二二五頁)、民法第一四五条の意味は、消滅時効に關していえば、時効によって利益を享受する者が抗弁方法としてこれを利用しなければ、裁判所は時効によって権利が消滅した事実を認定することができず、職権によって時効法則を適用することはできないという趣旨を明らかにした規定であり(前掲大判明三八・一一・二五)、結局、判例は、時効の援用は訴訟上の攻撃防禦方法に過ぎず、援用すると否とは時効の援用権者が任意に取捨しうるものと解してきた(前掲大判大八・七・四)。これらが世に所謂「確定効果説」であり、これ以後、判例の立場は一貫しており、最高裁の判例においても、基本的にこの立場が踏襲されているものと解されてきた²⁷⁾。

ところが、大審院時代の判例においても、取得時効の事案においては、直接的な時効利益享受者であれば、裁判上であると裁判外であるとを問わず何時でも時効を援用することができ、一旦この取得時効の援用があった場合には、時効による権利の取得は確定不動のものとなるという見解が既に現れていた(大判昭一〇・一一・二四民集一四卷二〇九六頁)。この見解は、後述する学説において主張された不確定効果説のうちの停止条件説の立場によるものと思われるが、後の学説からの右昭和一〇年判決に対する評価としては、この判決が明らかに従来の大審院判例の見解と矛盾するものであることは認めるものの、連合部判決でもなく、その後この判決を確認した判決もみられないの理由から、これによって従来の判例が覆されたものとみるべきではない

ものと解されている⁴⁾。

一般的な時効援用の意義に関する判例の見解は右に示したような状況にあるが、次に、時効援用権者が数人存在する場合において、そのうちの一人が援用すれば他の者は援用しなくとも良いのか、それとも、時効利益享受者が各々時効を援用しなければならぬのかという問題もある。この問題について、判例は、時効援用権者が数人存在する場合には、援用権者は各々自己のために独立して時効を援用する必要がある、裁判所は、援用した者が直接に受けるべき利益の存する部分に限り時効によって裁判することができると過ぎず、援用なき他の援用権者に関する部分につき、その援用の効果を及ぼすことはできないものと解している（大判大八・六・二四民録二五輯一〇九五頁「Aの隠居による家督相続人YがAの死亡後共同相続したXに対し、隠居後も平穩公然と不動産の占有を続けたAの取得時効を援用した事案において、その援用はXの持分二分の一には及ばないと判示した」）。この判例法理は、第一四五条の意義を厳格に解し、援用の効果を相対的なもの、つまり、時効の利益を受けるか否かは専ら各人に任せるべきものとの趣旨であると解され、この意味においては、学説にも異論をみない⁵⁾。

なお、時効援用の意義に関して、判例は最近、新判断を示すに至った。即ち、農地売買に際して知事の許可を受けなかったため、所有権移転請求権保全の仮登記をしたまま一〇年以上が経過し、知事に対する許可申請協力請求権が時効消滅したという事案において、時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるもので

はなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずるもの」と解し、右許可申請協力請求権は売主が時効を援用したときに初めて確定的に消滅するものと判示したものである（最判昭六・一・三・一七民集四〇巻二四四二〇頁⁶⁾）。この判決は従来の傾向に明らかに反するものであり、斯かる判旨は停止条件説と同様の見解といえよう⁷⁾。したがって、現在では、判例も停止条件説を採るに至ったといえるであろう⁸⁾。しかし、私は、既に昭和一〇年判決の段階において、取得時効については停止条件説を採用したものと解して差し支えなく、右昭和六一年判決は、消滅時効に関する事案であるから、ここに両輪が揃ったものと解すべきものと思う。

註

(3) 我妻・前掲書（前掲註1『総則』）四四五頁、星野英一『民法概論』（良書普及会、昭和五二年）二八四頁。

(4) 柚木馨『判例民法総論下巻』（有斐閣、昭和二十七年）三四四三四五頁。他の学者もこの見解が有力であるとして（遠藤浩・前掲論文「前掲註1」一〇七頁）、特に批判もしていないが、本判決は明らかに取得時効の事案において停止条件説を採用したものである。なお、その他の学者も本判決を「裁判外の援用」について従来の判例を変更したものとみるべきであろうかなどという、援用の意義については何も述べていない（我妻・前掲書「前掲註1『総則』」四四九頁参照）。

(5) 我妻・前掲書（前掲註1『総則』）四五二頁、川島武宜『民法総則』（有斐閣、昭和四〇年）四六〇頁、四宮和夫『民法総則』（弘文堂、第四版、昭和六一年）三二六頁等。

(6) 但し、本件は、時効期間満了後、時効援用の前に、農地が使用さ

れないまま原野の状況を呈していたので、農地が非農地化した時点において売買の効力が生じ、売主が所有権を喪失したので、時効消滅は問題にならない（買主側の主張を容れた形）と判示した上で、原審判決を審理不盡として破棄し差し戻した関係上、かなり傍論的である。ただ、目的物が非農地化しなかつたならば判旨通りの効力が認められていたわけであるから、新判断といえよう。

(7) 三和一博「許可のない農地売買と時効」白門四九巻六号（平成九年）三八頁「四二頁」は、「この判決は、時効の援用に関する不確定効果説のうちの停止条件説を採った最初の最高裁判決である」と明言しておられる。

(8) 裁判平二・六・五の調査官解説もこの点を明言している（魚住庸夫「判解」『最高裁判所判例解説民事篇』平成二年度）「法曹会、平成四年」一六七頁「一七四頁」。

第二項 学 説

一方、学説においても、当初は判例と同様、確定効果説が主流を形成していた¹⁰。しかし、その一方で川名兼四郎博士が、時効の効果は当事者が時効を援用しないことを解除条件として確定するものと解して、右通説に異を唱え、次いで鳩山秀夫博士が、時効の効果は期間の満了とともに当然発生するものの、その効果は確定的ではなく可動的であり、絶対的ではなく条件的であるものと解し、時効完成後、不援用や放棄により、その効果を失うべき運命にあるものと解して、援用は時効の効果発生に対して解除条件の制限を付着するものであるとした¹¹（解除条件説）。更にその後、穂積重遠博士も異を唱え、取得時効¹²については通説のとおりでよいとしても、消滅時効については停止条

件的に解し、債務者に履行拒絶権を与えるものと解することの方が分かり易いと主張した¹³（停止条件説）。この停止条件説は、その後我妻米博士によって全面的に支持された¹⁴結果、通説化して、今日に至っている。

しかしながら、右の流れとは別に、むしろ右のように時効期間の満了を権利得喪的に捉えること自体に対して異議を唱え、旧民法が採っていたような訴権法的構成を主張する学説が現れた。即ち、吾妻光俊博士は、時効を公益上の制度とは解さず、債権者が永年の間その債権を行使せずとも債務が存在する以上債務者は弁済の義務を負うものであるが、長期間の権利不行使の状態は、事実関係の不明瞭あるいは証拠の散逸といった事由により、それ自身において権利の成立・消滅に関する客観的不明確を来し、それが権利不成立または消滅の蓋然性を示すことをもって時効の根本的理由であると解し、時効制度はむしろ真実に近づこうと努力する制度であり、単に政策的に非権利者を権利者とし、存在する債務を消滅させるものではなく、時効は採証に関する一つの固定的制度を構成し、実体法上の権利の取得消滅は何ら問題とはならないと主張し、結局、時効は時の経過そのものに人証や書証に優越する証拠価値を与え、援用は当事者の裁判所に対する証拠の提出であつて、この場合、裁判官がこの証拠を顧みるべきは当然であると主張されたのである¹⁵。この考え方によると、「援用がない限り、いわば権利得喪の証明が成り立たなかつたことになる」から、確定効果説のように実体関係と裁判との矛盾を生ずることもなくなるものとして解され¹⁶、更に、抑も民法第一四五条は、当事者訴訟主義の下におい

て、時効により生ずる法定証拠も当事者の援用なくして裁判の資料とすることはできない旨を表明したに過ぎず、時効によつて権利が「消滅ス」(第一六七条)というのは、斯様な訴訟上の援用の前提を実体法上の権利変動として論理構成したものにはかならないから、時効の援用は訴訟上の防禦方法であり、一旦援用した後に訴訟中に撤回することも自由である⁽¹⁵⁾ということになり、判例の結論とも一致し、判例のかかえている矛盾を回避することができることになる。

ただ、右の見解によると、裁判外の援用は許されず、また、実体法である民法の規定を訴訟手続法の規定と解することになるので、そのままでは若干妥当性を欠く可能性がある。そこで、近時では、従来の見解とは異なり、援用を権利得喪の要件と解する考え方が現れ⁽¹⁶⁾、更に、その考え方はなお事態を忠実に反映していないとして、時効の本体的効果は実体法的に解し、時効完成の効果、援用の位置付けについては、時効の完成によつて援用権が発生し、時効の援用によつて時効の本体的効果が生ずるものと解し、援用には実体法的・訴訟法的二面性があるもの⁽¹⁷⁾と解する学説が現れるに至つている。この最後の折衷説の可否を論ずることは紙幅の関係もあつて避けておくが、斯様に解すれば、とりあえず、我妻栄博士などの論じておられた「実体法と裁判との矛盾」は避けられるものと思われる。

註

(9) 例えば、富井章章『民法原論第一巻総論』(有斐閣、大正一一年合

冊版復刻、昭和六〇年)六三七頁、岡松参太郎『註釋民法理由上巻』(有斐閣、訂正八版、明治三二年)三七二頁、平沼騏一郎『民法総論』(有斐閣書房、明治三八年)六七二頁、六九一・六九二頁、江木衷『現行民法論総則編』(有斐閣書房、明治三九年)二九七頁、三瀧信三『民法総則提要』(有斐閣、第七版、大正一三年)五四六頁、石田文次郎『現行民法総論』(弘文堂書房、第二版、昭和二年)四九一・四九二頁、末弘嚴太郎『民法雑誌』(日本評論社、昭和十五年)九八頁などが代表的な論者であり、民法起草期からかなりの間までの通説であつた。因みに起草者である梅謙次郎博士は、本条を設けた理由として、「良心アラン者ハ已ムコトヲ得サルニ非サルヨリ八時効ヲ援用スルコトヲ欲セサル」ものであり、この場合にも時効の効果を得させようとすることは、「時効ノ制度ヲ設ケタル精神ヨリ云フモ是レ實ニ無用ノ干渉ト謂ハサルコトヲ得」ないからである(梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之一総則編』(有斐閣、明治四四年版復刻、昭和五年)一三七三・一三七四頁)と解しておられる。また、梅博士は、「時効：ト八時ノ經過ニ因ル權利ノ得喪ヲ云フ」(梅・前掲書「本註」三六八頁)と解しており、以上の論述から考察すると、抑も起草者からして、確定効果説を採つていたことが分かる。近時は積極的にこの学説を採つている者はいないが、比較的近時の学説として、柚木馨博士は、「時効は本来社会的・公共的の制度であつて、當事者の意思を問ふことなくしてこれにより權利の得喪を生ぜしめることは、あえて時効制度の精神に背馳するものでなく、當事者の意思尊重は訴訟上の防禦方法の上にこれを認めれば足りる」(柚木・前掲書「前掲註4」三四三頁)ものと論じ、その理由は、「援用の問題を生ずる前に既に時効の完成によつて實體法上權利が取得せられ喪失せられたと解してこそ、この效力の主張を廣く利害關係者に認めんとする根據が強まるものであるから」であると主張して、確定効果説を採つておられる。なお、最近、この柚木博士の見解を引用しつつ、當事者から遠い者になればなる程、その者に対しては時効の効果に浴することを認めて安定を確保すべきであるとの観点から、時効援用者としての地位を援用権などと

いう実体法上の形成権として観念することは妥当ではないとして、「確定効果説を再評価することも必要ではないだろうか」（金山直樹「判批（最判平四・三・一九）」民商法雑誌一〇七巻六号）「平成五年」九一九頁「九四〇頁」という提言も現れている。

(10) 川名兼四郎『日本民法総論』（金刺芳流堂、明治四五年）二八四二八五頁、二八七頁。鳩山秀夫、註釋民法全書第一巻法律行為乃至時効（巖松堂書店、合本九版、大正九年）五八七頁、同『日本民法総論』（岩波書店、改訂合巻、昭和二年）五八五頁。この解除条件説に同調するものとして、勝本正晃『新民法総則』（創文社、昭和二七年）三三四頁がある。

(11) 穂積重遠『改訂民法総論』（有斐閣、再版、昭和五年）四五六四一五七頁、四六一四六二頁。穂積博士は、元来はドイツ民法二二二条一項のように消滅時効は債務者に履行拒絶権を与えるに過ぎないとするのが立法論としてよかつたのであると解した上で、「私の説明は解釋で大體同様の結果を得やうと云ふのである」（穂積・前掲書）本註「四五七頁」と述べておられる。なお、暁道文藝博士も、時効の援用は、時効要件ヨリ権利得喪ノ效果ヲ生ズルガ爲メニ實體上必要ナル條件である」と述べておられ、一見すると停止条件説のようにも見えるが、他方で「時効ノ援用ハ時効要件ノ效力條件」であるとも述べておられる関係上（同『日本民法要論第一巻』弘文堂書房、大正九年）五三〇五三二頁）、援用を権利得喪の要件と解する近時の星野英一教授（後掲註16）、あるいは、援用を効力発生要件と解する四宮和夫博士の両提言（後掲註17）と同様の見解のようにも見える。なお、岩田新博士も「援用は時効の効力要件である」と述べておられる関係上（『民法総則新講』有斐閣、昭和一六年）六六六頁）、斯様な考え方が特段に新しい見解であるとは言い難いように思われる。

(12) 我妻栄『民法総則』（岩波書店、昭和二六年）三四五頁。我妻博士は、停止条件説を支持する理由として、第一に、通説（確定効果説）を採用すると実体関係と裁判との間に前述したような本稿第一章第一項「はしがき」（参照）矛盾を生じ、斯様な解釈は妥当でないこと、第二

に、時効の効果は当事者の意思をも顧慮して生じさせようとするのが制度趣旨であり、時効完成により、当事者は援用によって権利の得喪を生じさせることができる」と解することが説明として最も簡明であるという点を挙げ、更に、民法第一六二条、第一六七条等の文字（「取得又」、「消滅又」〔筆者註〕）は、第一四五条、第一四六条と総合的に解すれば、この説を否定する根拠とはならないものと解しておられる（我妻・前掲書「前掲註1」『総則』四四四四四五頁も同様の論述である）。

(13) 吾妻光俊「私法に於ける時効制度の意義」法学協会雑誌四八巻二号（昭和五年）一七五頁「二〇五二二頁」。この見解に同調するものとして、山中康雄「時効制度の本質」ジュリスト八号（昭和二七年）二頁「七頁」、舟橋諄一『民法総則』（弘文堂、昭和二九年）一六七一六九頁、一七六頁、川島武宜『民法1』（有斐閣、昭和三五年）六〇六一頁、薬師寺志光『日本民法総論新講下巻』（明玄書房、昭和三五年）一〇三八頁がある。

(14) 舟橋・前掲書（前掲註13）一七六頁。

(15) 川島・前掲書（前掲註13）民法1）六一頁。なお、川島博士は「我妻博士が、実体関係と裁判との間に矛盾を生ずるような解釈は：妥当ではあるまい」（我妻・前掲書「前掲註1」『総則』四四四頁）と論じている点に関して、斯様な矛盾は当事者訴訟主義の下では不可避なものであり、実体法と裁判との矛盾があれば、実体法の法的構成を裁判と調和するよう調整すべきであると解しておられ、この問題を純実体的に構成するのは「矛盾の調整の方向を誤つたものだ」と指摘しておられる（川島・前掲書「前掲註5」『総則』四五一頁）。

(16) 星野・前掲書（前掲註3）二八四頁。松久三四彦「時効制度」星野英一編『民法講座1民法総則』（有斐閣、昭和五九年）五四一頁「五七八頁」。

(17) 四宮・前掲書（前掲註5）二九三頁。なお、須永教授は、この四宮説が「論理構成そのものとしては最も勝れている」ものと明言しておられる（須永醇『民法総則要論』勁草書房、昭和六三年）二七七

頁。

第二章 問題の所在

前章において考察してきたところから明らかなように、時効援用の意義に関しては、判例・学説上かなりの争いがあったが、最近の判例が停止条件説を採用したことから、判例と学説との間における争いには一応の決着を見ているといつてよい（しかし、学説間の争いはまだ続いているようである）。時効援用の意義が分かったところで、次に、誰が時効を援用できるのかという本題について考察を加えることとするが、その前に「時効援用権者の範囲」という論点には如何なる問題が含まれているのかという点に関して、若干の考察を行うこととする。

まず、時効の援用について、現行民法上は、訴訟の当事者が援用しなければ、裁判所はこれを以て裁判をすることができない旨の規定（第一四五条）があるだけで、その援用権者の範囲については規定がない。旧民法においては、「時効ハ総テノ人ヨリ之ヲ援用スルコトヲ得」云々との規定があったが（証拠編第九三条）、現行民法の起草過程において削除されている。この削除理由について、起草委員である梅謙次郎博士は、「誰レデモ時効ハ援用ガ出来ル、誰ニ対シテモ援用ガ出来ル、特別ノ明文ヲ以テ禁シテナイ以上八時効ガ法律ニ極メテアレバ其規則ヲ誰レデモ援用ガ出来ルト云フコトハ言ハヌデモ知レタルコトデアル」か

ら削除したと論じておられる¹⁹。この旧民法から現行民法起草過程までの通説においては、時効の援用権者の範囲という問題は生ぜず、その範囲について制限を加えることは考えられていなかったようである。

ところが、その後の学説においては、民法第一四五条の「当事者」として、本人、その代理人及びその承継人を挙げ、その他時効の完成により利益を受けるべき者として、連帯債務者、保証人、債権者（債権者代位権）^{第四二三条}の適用による（も当事者に含まれるとして）¹⁹、徐々に時効の援用権者の範囲を限定する考え方が現れてきた²⁰。

また、後述するように、判例においても、時効の援用権者はその援用により直接利益を受けるべき者と解されるようになり（大判明四三・一・二五民録一六輯二三頁）、以後の大審院の判例は、この基準により、時効援用権者の範囲を限定的に解するようになって行った。そして、後述するが、戦後の最高裁の判例においては、徐々にその範囲を拡張する傾向にある。

この時効の援用権者という問題は、時効制度の根幹に触れる問題である。即ち、権利の上に眠る者は法律上保護する必要はない（特に消滅時効について）とか、現時における正当な権利者と見える者を保護しよう（特に取得時効について）という時効制度の存在理由から考えると、時効の援用により利益を受ける者にはなるべく援用権を与えるのが妥当なのではないかという考えが思い浮かぶのである。したがって、時効の援用権者を、判例の言う「時効の完成により直接に利益を受ける

者」に限定する必要があるのかという疑問も必然的に湧いてくる²¹⁾。即ち、時効成立の法定要件を充足し、この時効完成により時効利益を享受するにつき正当な理由を有する者については、原則として、時効援用権が発生するものと解して差し支えないのではないかと考えられるのである。つまり、その中から、例外的に時効利益を享受させるのに相応しくない者だけを除外することで十分であり²²⁾、何も直接・間接などという表現を取る必要はないのではないかと考えられるのである。斯様な問題提起の下において、以下、考察することとしたい。

註

- (18) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録』(商事法務研究会、昭和五八年)四一〇頁。同頁、『民法修正案理由書総則第六章時効』三頁。そのためか、梅博士の『民法要義卷之一総則編』(前掲註9)における第一四五条の叙述(三七三―三七五頁)においても、時効援用権者の範囲に関する叙述は全く出て来ない。
- (19) 岡松・前掲書(前掲註9)二七一頁。富井・前掲書(前掲註9)六三九頁。尚、岡松博士は、時効の完成によって利益を受けるものは皆当事者であると解しておられ、例として、本文に掲げた者を挙げておられるが(岡松・前掲書「前掲註9」同頁)、これは、旧民法の範となつたフランス民法第二二五条の「債権者その他時効の完成に利益を有する全ての者(toute autre personne ayant intérêt à ce que la prescription soit acquise)は…時効を援用し得る」旨の規定及び当時のフランス民法の解釈からの考え方である。また、現行ドイツ民法においては、援用及び援用権者に関する特別な規定はないが、請求権の消滅時効を以て、請求権の消滅ではなく、義務者の永久的給付拒絶の抗弁権(権利滅却の抗弁「peremptorische Einrede」)と構成し

ているので(BGB第二二二条一項; Vgl. Palandt, BGB, 56. Aufl., 1997, § 222 [Heinrichs] Rdn. 1) 当該請求を受けるべき義務者は全て時効援用権者といふことになるであろう。なお、この現行ドイツ民法における消滅時効の効果に関する法的構成は、最近のドイツ債務法改正最終報告書草案第二二二条 § 221(BGB KE)においても変わっていない(Vgl. Bundesminister der Justiz, Abschlussbericht der Kommission zur Überarbeitung des Schuldrechts, 1992, S. 100)。

(20) 富井・前掲書(前掲註9)六三三頁は、「時効ノ当事者トハ時効ノ完成ニ因リテ直接ニ利益又ハ不利益(権利ノ得喪ニ関スル)ヲ受クル者ヲ総称ス」と限定しているが、同書の六三九頁においては、「時効ヲ援用スルコトヲ得ル者ハ法文ニ当事者トアリ故ニ時効ニ因リテ權利ヲ得義務ヲ免ルヘキ者及ヒ其代理人ハ勿論其承継人ニヤ連帯債務者など前掲註(9)で挙げた者を掲げ、ここでは、「直接ニ」との限定は行っていない。ただ、前後の分脈からは、やはり限定付けを行ったものと解さざるを得ない。但し、当時の学説が援用権者の範囲をどの程度限定する考えであったかは必ずしも明らかではないと解されている(松久三四彦「時効の援用権者」北大法学論集三八巻五二六号「下」昭和六三年)一五三三頁(一五三五頁)。

(21) 我妻・前掲書(前掲註1)『総則』四四六頁は、「直接に」という限定は頗る狭く、時効制度の趣旨に適さない旨指摘しておられる。しかし、時効制度そのものは、時効によって不利益を被る者の立場から考えると、正義に反する制度であるとも考えられるので、判例が時効の援用権者を制限しようと考えてきたことも理解しえないではない。しかしながら、そもそも当事者訴訟主義の下では、当該訴訟上の請求について時効の主張をする法律上の利益を有する者を「当事者」とあるとすれば、やはり、斯様な限定的解釈を施す必要はないといふことにもなる(川島・前掲書「前掲註5」『総則』四五四頁参照)。なお、判例の示す「直接受益者基準」が如何に曖昧であり、実際の判断に役立たないかを主張する学説として、米倉明「判評(最判昭六〇・

一・二六」法学協会雑誌二〇七巻二二号（平成二年）二〇七八頁「二〇九―二〇九二頁」があるが、この点は大方の学説の評価であると解されている（山本豊「判解（最判平四・三・一九）」『平成四年度重要判例解説』有斐閣、平成五年）六八頁「六九頁」。

(22) 斯様な発想は、既に戦前から末弘巖太郎博士が提言しておられたところである。末弘・前掲書（前掲註9）一〇七頁参照。

第三章 時効援用権者の範囲

第一節 従来の判例法理

第一項 大審院時代

時効援用権者の範囲という問題について、大審院時代の判例においてはかなり限定的に解されており、否定判例も多かった。以下、肯定判例と否定判例とに分類し、それぞれ如何なるケースにおける判断であるのかという点に関して考察する。

(一) 肯定判例

(イ) 保証人・連帯保証人

大審院時代において、まず第一に時効援用権者たることを認められたものとして、保証人がある。即ち、主たる債務が時効消滅すると、保証債務も消滅する関係上、保証人は主たる債務の消滅時効を援用するにつき、利益を受ける者となり（大判大四・七・一三民録二輯一三八七頁、大判昭一三・六・二四法律新聞四二九四号一八頁）、また、保証人は主たる債務の消滅時効を援用するにつき直接の利益を有しており、

債務者が別訴において消滅時効を援用せずとも、保証人は主たる債務の消滅時効を援用しうるものと解されている（大判大四・一一・一民録二輯二〇五一頁。「直接の利益」を有する这一点につき、大判昭八・一〇・一三民集二巻二五二〇頁も同旨）。

また、右判例法理は連帯保証人の場合にも同様であると解されている。即ち、判例は、連帯保証の場合であっても、保証債務に特有な主たる債務に対する附従性を失うことはないとして、主たる債務の消滅により、保証債務も消滅するとした上で、連帯保証人が主たる債務の消滅時効完成後、自己の連帯保証債務を承認した場合であっても、連帯保証人は主たる債務の消滅時効を援用する意思を放棄したとはいえないとして、この場合にも時効の援用を認めており（大判昭七・六・二一民集一巻一八六頁）、また、右のような場合であっても、主たる債務者が時効利益を放棄していないときには、時効利益を放棄した連帯保証人自ら主たる債務の消滅時効を援用することができる（大判昭七・一一・二法律新聞三四九号一四頁）。この判例法理は、主たる債務が確定的に時効消滅した場合には、保証債務だけが存立することはできないという附従性理論に立脚するものであるが、この場合において債務者が時効を援用したときに問題となる。この場合には、「時効による債権の消滅は、これによって利益を受ける者の意思によって終局的な効果を生ずるものだから、主たる債務者がその利益を受けようとする場合にも、保証人だけがその利益を放棄するつもりなら、それを認めても、必ずしも保証債務の附従性に反するとは

いまい」と解されており、連帯保証人が弁済しても、債務者に対して求償しえなくなるものと解されている⁽²³⁾。

(ロ) 抵当不動産の第三取得者

抵当不動産の第三取得者については、既に否定事案が存在していたが(大判明四三・一・二五民録一六輯二頁)、その後、肯定事案も存在していた。即ち、債権の消滅時効完成後、債務者が時効利益を放棄した上で、債権者から債権と抵当権の譲渡を受けた者が抵当権の実行による競売を申し立てた場合において、この抵当不動産の第三取得者は、消滅時効を援用して競売手続に異議を唱え、競売手続を排除しうるものと判示した判例がある(大判大二三・一二・二五民集三卷五七六頁)「AがBのために抵当権を設定した後、BがYに抵当権を譲渡し、Yが競売を申し立てたところ、Aから不動産を譲り受けたXが消滅時効を援用して競売異議を申し立てた事案。時効利益の放棄が相対効であることを認められたもの」。

斯かる意味において、大審院時代においても、結果として、抵当不動産の第三取得者に債権の消滅時効援用権が認められた事案があったということが出来る。

大審院時代における消滅時効援用権肯定事案は僅かに右に述べてきた事案においてのみであり、これらのほかは全て否定事案である。次に否定事案を見る。

(二) 否定判例

(イ) 抵当不動産の第三取得者・物上保証人

前掲したように、抵当不動産の第三取得者に時効援用権を認められたものとみなすべき判例もあったが(前掲大判大二三・一二・二五)、大審院は、原則的には、時効の援用権者は時効により直接利益を受ける者に限り、間接的に利益を受ける者は援用権者ではないとして、抵当不動産が第三者に譲渡された後に被担保債権につき消滅時効が完成した場合において、抵当権者が競売を申し立てたときは、第三取得者は債権の消滅時効を援用して競売手続を排除することはできないものと解していた(大判明四三・一・二五民録一六輯二頁)。ただ、右明治四三年判決は前掲大判大二三・一二・二五と殆ど同じ事案(抵当権者からの債権譲渡がなかっただけ)である。したがって、前掲大正一三年判決において判例変更が宣言されなかったのがおかしいところである。なお、明治四三年判決は、傍論ではあるが、物上保証人についても、時効援用権者たることを否定している。

(ロ) 再売買一方の予約の目的物の第三取得者・抵当権者

次に、大審院は、再売買一方の予約の目的物につき所有権もしくは抵当権を譲り受けた者も、間接利益者であるとして、予約完結権の消滅時効援用権者ではないと判示している(大判昭九・五・二民集三卷六七〇頁)「XがAに対して土地を売却すると同時に、三〇年の予約完結期間を約定して再売買一方の予約を締結し仮登記したところ、その後、土地が競売に付され、Yが所有権を取得したが、Xが予約完結の意思表示をAに対してなしたと主張し、これに対してYが消滅時効の抗弁を主張して争った事案。予約完結権につき一〇年の時効消滅を認めた原判決を破棄差戻した」。

(イ) 僭称相続人からの転得者

次に、僭称相続人からの転得者の事案については、真正相続人が僭称相続人に対して相続回復の訴を提起し、その勝訴判決に基づいて、真正所有者が僭称相続人から不動産を譲り受けた第三取得者及び抵当権者に対して、所有権に基づく物権的請求権の行使として、登記抹消請求をした場合において、既に相続回復請求権が時効消滅していたときであっても、右第三取得者及び抵当権者は僭称相続人の有する相続回復請求権の消滅時効援用権を援用しえないものと解する判例がある（大判昭四・四・二民集八巻二三七頁「反対の趣旨の原判決を破棄差戻した」）。

(ニ) 債権者

次に、事案は若干変わっているが、債権者には自己の債権の消滅時効援用権はないものと解した判例がある（大判大八・七・四民録二五輯一二二五頁「XがYから一万円を借り入れて、Yと共同で鉱業権を取得したところ、XがYに右借入金を弁済したときは、Yが鉱業権から脱退する旨の約定があったという事案において、Xが弁済しようとしたところ、Yが消滅時効を援用したというケース」）。

(ホ) 配当異議の訴を提起した債権者

また、ある債権者が他の債権者の債権の消滅時効を援用して配当異議の訴を提起する場合には、他の債権者の債権が消滅することにより、時効を援用した債権者が間接に利益を受けることになる関係上、斯様な債権者による時効の援用は許されないものと解した判例もある（大

判昭一一・二・一四法律新聞三九五九号七頁「債務者Aの債権者XとY、その他の債権者がおり、YがAの財産を差し押さえ、強制執行がなされ、配当表が作成されたが、XがAを代位してYの債権の消滅時効を援用した事案」）。

(ハ) 和議事件における債権者、整理委員、和議管財人

また、やはり債権者の援用が問題になった事案として、和議事件において和議債権の消滅時効を援用しうる者は債務者のみであり、債権者・整理委員・和議管財人は債権の消滅時効を援用しえないものと解した判例もある（大決昭一一・六・三〇民集二六巻一〇三七頁「債権者Xが債務者Aの財産につき破産宣告を申し立てたところ、届出債権額の四分の三以上の債権者が和議に同意したため、裁判所が、総債権の七割の免除を受ける和議条件で和議の認可決定をしたので、Xが即時抗告し、和議に同意した債権者のうち三名の債権が商事時効により消滅しており、その結果、和議に同意した債権者の債権額が届出債権額の四分の三に達しない旨を主張した事案」）。

(ト) 詐害行為の受益者

更に、債権者取消権の相手方である受益者は、債権者が債務者に対して有する債権の消滅時効を援用して、取消権の行使を免れることはできず、この場合にも援用権者は債務者のみであると解した判例もある（大判昭三・一・一八民集七巻九八〇頁「債務者Aが債権者であるXへの弁済ができなくなることを知りながら、自己の唯一のめぼしい財産である不動産をYに売却した場合において、Xが債権者取消権を行使したところ、

Yが手形債権の消滅時効を主張した事案」。

(チ) 供託金返還請求権の譲受人

更に、担保目的となつてゐる供託金の供託原因の消滅を停止条件として発生する供託金返還請求権の譲受人は、供託原因債権の消滅時効を援用しえないと解した判例もある（大判昭七・四・一三法律新聞三四〇〇号一二頁「債務者Aが強制執行の停止命令を申し立て、この停止命令によつて将来生ずることあるべき損害を担保するため一定の金銭を供託してゐたところ、YがAの供託金返還請求権を差し押さえ、転付命令を受け、供託金の払い渡しを受けたものの、既にXが債権を譲り受け、譲渡通知も完了してゐたので、Yが担保権の保全を目的とする仮処分を申し立て、当該仮処分を受けたという場合において、XがYの損害賠償債権の消滅時効を援用し、この決定に対する異議を訴求した事案」）。

(リ) 手形債権の消滅時効を援用した手形所持人

最後に、手形債権の消滅時効を援用して不当利得返還請求をする手形所持人には民法第一四五条の適用はないと解した判例もある（大判大八・六・一九民録二五輯一〇五八頁「時効が完成した手形の所持人であるXが振出人Yに対して利得償還請求をした事案。利得償還請求は、その請求の事由として手形債権が消滅時効にかつたという事実を主張することができるものではない」）。

(三) 大審院時代の判例に対する学説の評価

大審院の判例において時効の援用権者たることを認められなかつた

事案は、最後の事案を除き、全て間接利益者という理由によつて認められないものばかりである。この趨勢に対して、学説は、斯様な限定的解釈をすることなく、認められなかつた全ての場合において援用権を承認してもよいと解するものがあり²⁴、個別に考察する場合には、抵当不動産の第三取得者や物上保証人はもちろんのこと、詐害行為の受益者や僭称相続人からの転得者についても多くの学説は判例に反対し²⁵、更に、売買予約の目的物の取得者・抵当権者や²⁶、供託金返還請求権の譲受人についても判例に反対する学説がある²⁷。しかし、和議事件の債権者等については考え方が分かれてゐる²⁸。その他、債権者や配当異議の訴を提起した債権者の時効援用権については、判例と同様、認められないものと解されてゐる²⁹。

註

(23) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、昭和四七年）四八二頁。ただ、我妻博士は、この場合における保証人の弁済の意思はそれを認めるだけの特別の事情が存在する場合にだけ認定するのが正当である²⁴と述べておられる。なお、右判例法理は連帯保証人のみならず、保証人の場合でも同様であり、我妻博士も保証人の項のところでも引用しておられる。

(24) 川島・前掲書（前掲註5『総則』）四五四頁。

(25) 古くは、穂積・前掲書（前掲註11）四六二頁において、既に抵当不動産の第三取得者並びに僭称相続人からの転得者につき、再考を要する²⁵と解しておられ、石田（文）・前掲書（前掲註9）四九三・四九四頁、我妻・前掲書（前掲註1『総則』）四四七・四四八頁、柚木・前掲書（前掲註4）三三三頁他多数が明確に判例に反対してゐる。しか

し、末弘・前掲書（前掲註9）一〇六一〇七頁は、詐害行為の受益者は「詐害行為の加擔者として信義誠実の原則上非難に値する、従つて時効制度の精神に鑑み時効の恩恵を受け得ざるものとすべき」であると解しておられる。しかしながら、この末弘説に対しては、信義則によつて時効の援用を否定する場合というのは、債務者が債権者の時効の中断を妨げたような場合であり、「単に債務者側に於て財産を處分したに止まり債権者は何等手續を執らずして時効期間を徒過した場合は時効を援用し得べきこと固より當然である」としたり（新井英夫「判評」大判昭三・一一・八」民事法判例研究会「判例民事法第八卷」昭和三年度）「有斐閣、昭和五年」四六九頁「四七三・四七四頁」）、詐害行為をした当の本人である債務者が時効の当事者として時効援用権を認められることから、同じく詐害行為の当事者である受益者の援用権を非難に値するとして否定するということは、債務者の援用権を否定することになるとして（松久・前掲論文「前掲註20」一五六四頁）、これに反対する学説も見られる。

(26) 柚木・前掲書（前掲註4）三五三頁。

(27) 遠藤・前掲論文（前掲註1）一一七頁は、「援用権者を拡張する学説に立てば判例の態度は疑問である」とものと解しておられる。

(28) 柚木・前掲書（前掲註4）三五二頁はこれを認めるが、遠藤・前掲論文（前掲註1）一一七頁は、後掲する援用権者に関する我妻説に立つならば、「判例の立場を是とすべきではなからうか」と述べておられる。

(29) 遠藤・前掲論文（前掲註1）一一六一一七頁。しかし、松久・前掲論文（前掲註20）一五五五頁は、この場合でも、債権者代位権による援用の問題は残るものと解している（但し、松久教授は債権者につき否定的に解している「同論文一五六四頁」）。

第二項 最高裁

右に述べてきた大審院時代の判例法理に対して、最高裁の判例にお

いては、学説の発展に応じて、徐々に時効援用権者の範囲が広く解されるようになっていく。

(一) 肯定判例

時効援用権者であることを認めた判例としては、まず、物上保証人につき債権の消滅時効の援用を認め（最判昭四二・一〇・二七民集二一巻八号二二一〇頁「B会社の代表取締役Aが、CのBに対して有する債権担保のため、Aの所有する不動産をCの譲渡担保に供したが未登記であったところ、AもCも死亡し、Cの相続人XがAの相続人Yに対して譲渡担保に基づく所有権移転登記手続を訴求した事案において、物上保証人Yが債権の消滅時効を援用したケース。大判明四三・一・二五の変更を宣言した」）、また、右昭和四二年判決を契機として、これを踏襲し、物上保証人は債権の消滅時効援用権を有することを前提とし、物上保証人が他の債権者の債権の消滅時効を援用しうるにも関わらず、これを援用しないときには、物上保証人の債権者は、物上保証人の資力が自己の債権の弁済を受けるにつき十分でない場合に限り、物上保証人に代位して、消滅時効を援用しうるものと解して援用権者の枠を広げ（最判昭四三・九・二六民集二二巻九号二〇〇二頁「AがXのB会社に対して有する債権担保のためAの所有する不動産につき抵当権を設定し登記を経由したところ、この抵当権が実行されて競落されたので、裁判所により配当表が作成されたが、Xの抵当権に優先するYの商事債権が時効消滅していたので、Xが物上保証人Aに代位して消滅時効を援用したケース」）、更に、その枠は、明治四三年判決では認められなかった抵当不動産の第三取得者にまで拡張

され（最判昭四八・一二・一四民集二七卷一〇号一五八六頁）AがYからの借入債務を被担保債権としてAの所有する不動産につき抵当権を設定し登記を経由したところ、Xが右不動産を代物弁済により取得し、YのAに対する貸付債権の消滅時効を援用し、Yに対して、抵当権設定登記の抹消登記手続を訴求したケース）、そして、この趣旨は更に拡張され、債権の消滅時効の援用権者として、遂に、仮登記担保権の設定された不動産の第三取得者にまで及ぶに至った（最判昭六〇・一一・二六民集三九卷七

号一七〇一頁、XがYに対して有する売掛代金債権を被担保債権としてYの所有する不動産につき代物弁済予約を締結し、所有権移転請求権保全の仮登記を経由したところ、右仮登記後Yから右不動産を譲り受け、所有権移転登記を経由したYが、Xの債権及び予約完結権の消滅時効を援用したケース）

石 口 修
 (30) 最判平四・三・一九民集四六卷三三二二頁「事案はかなり複雑なので簡潔にまとめると、AがBからの借入債務を被担保債権としてAの所有する土地につきBを予約権利者とする売買予約を締結し、所有権移転請求権保全の仮登記を経由したところ、その後Yが右土地を譲り受け、登記を経由し、他方Xは右予約完結権をBから譲り受け、仮登記の移転附記登記を経由したという事案において、XがYに対して予約完結権行使したところ、Yが予約完結権の消滅時効の抗弁を援用したケースである」。

また、担保目的ではない売買予約のケースにおいても、仮登記後に当該目的物につき抵当権の設定を受けた抵当権者は予約完結権が行使されると仮登記の順位保全効により本登記手続に際して承諾義務を負い、抵当権設定登記を抹消される関係にあり、反面、予約完結権の消

滅により自己の抵当権を保全しうる関係上、予約完結権の消滅時効により直接利益を受ける者であるとして、予約完結権の消滅時効援用権者であることを認めている（最判平二・六・五民集四四卷四号五九九頁「右判決理由は、本判決も平成四年判決も全く同じであり、最高裁は、売買予約につき、通常型と担保型とを区別していない。しかし、担保型は附従性の影響を受け、予約完結権が独立して消滅時効にかかることはないものと解されるので、区別して考えるべきである」）。

また、ごく最近では、詐害行為の受益者は、詐害行為取消権行使の直接の相手方とされている上、その行使により債権者との間で詐害行為が取り消され、詐害行為によって得ていた利益を失う関係にあり、反面、詐害行為取消権を行使する債権者の債権が消滅すれば右の利益喪失を免れることができる地位にある関係上、右債権者の債権の消滅により直接利益を受ける者にあたるとして、詐害行為の受益者に右債権の消滅時効援用権を認め、前掲大判昭三・一一・八を變更するに至っている（最判平一〇・六・二二民集五二卷四号一一九五頁「債務者A会社の連帯保証人であるBが債権者Xに対して二、一五〇万円の保証債務ならびに一、一八九万円余りの立替金債務を負っており、他の債権者にも多額の債務を負っているにも関わらず、B所有の不動産をYに贈与し、所有権移転登記を経由したので、Xが右贈与契約を詐害行為であるとして、その取消を訴求した事案。Yの抗弁を認めず、また、Xが債務者の承認による時効中断の再抗弁を主張した点を考慮しなかつた原審判決を破棄差戻した」）。

更に、消滅時効完成後債務者が債務を承認し、時効利益を喪失して

も、この時効利益放棄の効果は相対的であり、物上保証人には影響なく、斯様な場合でも物上保証人は時効援用権を有するものと解され(前掲最判昭四二・一〇・二七)、この判例法理は、最近の下級審裁判例において、物上保証人からの第三取得者についても認められるに至っている(大阪高判平七・七・五判例時報一五六三号一八頁)「AがYのBに対して有する貸付金債権を担保するため、AがXから取得した土地につき抵当権を設定し登記を経由したところ、Xが真正なる登記名義の回復によりAから再取得して所有権移転登記を経由し、Yに対して抵当権設定登記の抹消登記手続を訴求した事案において、Yが貸付契約及び抵当権設定契約の有効性を主張したのに対して、Xが消滅時効を援用したケース。本件においては、消滅時効完成後、債務者BがYに対して一部弁済しているという事情があった。本判決は、前掲大判大二三・一二・二五及び前掲最判昭四二・一〇・二七を引用しつつ、Xの請求を認容した」。なお、最近の下級審裁判例も、主たる債務の消滅時効完成前と後に連帯保証債務の履行があつても、連帯保証人が主たる債務の時効消滅に関わりなく保証債務を履行するという趣旨でない限り、連帯保証人の消滅時効援用権は失われないと判示している(東京高判平七・二・一四金融商事判例九七一号一五頁)。

(二) 否定判例

右に述べてきたように、戦後の判例及び裁判例は、時効援用権者の範囲を確実に拡張してきたものといふことができる。ただ、最高裁もむやみに時効の援用権者を拡張しているわけではなく、一定の歯止め

も行っている。例えば、僭称相続人自身(最大判昭五三・一二・二〇民集三三巻九号一六七四頁)並びに僭称相続人からの転得者(最判平七・一二・五金融商事判例九九三三三頁)については、相続回復請求権の消滅時効援用権を認めておらず、また、消滅時効完成前に主たる債務者が債務の承認をなしたときは、主たる債務につき消滅時効が中断し、その効果は物上保証人にも及び、斯かる場合において、時効期間満了後、物上保証人が消滅時効を援用することは、民法第三九六条(抵当権の附従性)に反し許されないと解した判例もある(最判平七・三・一〇判例時報一五二五号五九頁)。

更に、取得時効の事案においては、取得時効の完成した土地に存在する建物の賃借人には、建物賃借人(土地の時効取得者)の有する敷地所有権の取得時効援用権はないものと解されている(最判昭四四・七・一五民集三三巻八号一五二〇頁)「土地がAからXに譲渡され、所有権移転登記を経由したが、その地上にB所有の建物が存在しており、その建物がBからYに賃貸されていたという事案において、XからYに対して建物退去土地明渡が訴求されたが、Yが土地の取得時効を援用したというケース。原審がYの時効援用を認めないので、Yが上告したが棄却。建物の賃借人は土地の取得時効により直接利益を受ける者ではないという」。また、下級審裁判例においては、土地の取得時効完成前から当該土地を占有者から使用貸借により借り受け、建物を建築して土地を占有している者が、土地所有者から建物収去・土地明渡を請求され、右使用借権者が占有者の土地取得時効を援用したという事案において、右使用借権者の時効援

用権を否定している（前橋地判昭四三・一〇・八判例時報五六一号六五頁）。取得時効を消滅時効と同列に扱うことは妥当ではないが、ここでは、否定判例の紹介をする関係上、斯様な論述方法を採用した次第である。

（三） 小 括

従来の判例から最近の判例までの流れを見る限りにおいては、時効援用権者の範囲は、解釈上着実に拡張されてきているということができ、この傾向は続くものと推測しうるが、今後は、これ以上拡張される類型は、後述するような債権者代位権の行使としての援用に関するものくらいであり、直接の援用権者に関する類型は出尽くしたような状況である。この判例の拡張傾向に関して、これに批判ないし懸念を表明する学説もあるが⁽³¹⁾、私は、後述するように、時効の援用権者を拡張する傾向にある判例の結論にはそれぞれ妥当性があるものと思う。また、この判例法上の解釈は、これも後述するように、かねてから通説の要請でもある。それでは、その通説を含む学説の現状はどのようなものであるのか。次に、若干にはあるが、その検討を行うこととする。

註

- (30) 本判決については、本件事案は仮登記担保法の施行（昭五四・四・一）以前のものであるが、本判決は既に同法を視野に入れているものと推測でき、また、同法の施行以前の判例法時代においても、本件の

結論が左右されるものとも思われないので、本判決は、仮登記不動産の第三取得者を時効援用権者に加えたものとして先例的意義を有する旨の指摘がなされている（松久三四彦「判評」判例評論三三二二号「昭和六一年」二四頁「二五頁」、同旨、米倉・前掲「判評」前掲註21「二〇八―二〇八」二〇九二頁）。

(31) 石田喜久夫「判批（最判平二・六・五）」民商法雑誌一一二巻一（平成七年）九三頁「一〇三頁」。特に、石田教授は、時効を広く認めない方がよいと解する星野教授の見解（星野・前掲書「前掲註3」二五一頁）を引用しつつ、「消滅時効を援用しない…債権者の意に反して、物上保証人や後順位担保権者などが、右債権（＝債務）の消滅時効を主張するのは、まさに不道徳も極まれり」と主張し、結論として、「時効援用権者の範囲を限定し、これを大審院判例の線に戻すべきである」と主張しておられる。

第二節 従来の学説の検討

時効の援用権者の範囲について、旧来の学説は、大審院の判例と同様、その範囲を「直接の当事者」と狭く限定するものが多かったが⁽³²⁾、今日の学説は、その範囲を拡張すべきことを説いているものが多い。そして、その説明の仕方により、いくつかのグループに分けることができる。

まず第一説として、時効援用の当事者を、「直接なると間接なるとを問わず、『時効によって当然に法律上の利益を取得する者』⁽³³⁾と解し、時効利益享受者に時効援用権を広く認めようとする説がある⁽³³⁾。この考え方によると、時効によって法律上の利益を取得しうる者は全て時効援用権者であることになる。しかし、この考え方によると、時効援

用権者の範囲が非常に曖昧になるという欠点がある³⁴。法の解釈をすべき理論構成によって、更に解釈の必要を増やしてしまう結果となることはやはり避けるべきであり、より具体的な理論構成が必要になるものと思われるが、その反面、法律上正当な事由があれば、誰でも時効を援用することができるという考え方自体は傾聴に値するものがある。

次に、第二説として、時効援用の当事者を、「時効によって直接権利を取得しまたは義務を免れる者の他、この権利または義務に基づいて権利を取得しまたは義務を免れる者をも包含する」ものと解する説がある³⁵。この考え方によると、前説と同様、時効援用権者の範囲はかなり拡張されることになる。この説においても、「直接」との文言は一応入っているが、我妻栄博士は、判例とは異なり、「直接受益者」に限定せず、「この権利または義務に基づいて」義務を免れる者（例えば、抵当不動産の第三取得者等）を含むと解しておられる点において、当初から判例に一石を投じておられたのである³⁶。

次に、第三説として、時効制度を権利の得喪という証拠に関する訴訟上の制度と捉え、時効援用の当事者を、「当該の訴訟上の請求について時効の主張をなす法律上の利益を有する者」と解する説がある³⁷。この考え方によると、判例のような限定的解釈は必要なく、法律上利害関係を有する者と考えられれば、とにかく時効の援用（法定証拠の提出）だけは認めようと解するものであり、その後は、裁判所の審理に委ねようということになる（ただ、法定証拠の提出であるから、証拠とし

て採用される確率は極めて高い）。したがって、この考え方によると、時効援用権の行使は、裁判所においてのみ許されるということになり、通説³⁸の認める裁判外での援用は、これを認めないという理論構成をとることになる³⁹。

また、第四説として、基本的に第三説を支持しながらも、実体法上の時効制度が前提にあることを重視して、「時効制度の公益的目的からして時効の効力は絶対的・確定的である」が、「時効の援用は、時効による権利得喪の効果を直接に受ける当事者のみの問題であり、かつ、当事者のみの相対的關係にすぎない」ともと解し、したがって、「援用者の範囲は時効によって直接に権利得喪の効果を受ける者の範囲に限定すべき」ことになり、当事者以外の第三者にとっては、「時効の援用」ということは全く無縁の事柄」であって、当事者の時効援用の有無は第三者に対しては「何等影響するところはない」と解する説がある⁴⁰。

更に、第五説として、前述したように、援用には二面性があるものと解し⁴¹、一方、実体法的援用については、時効を援用すれば権利を取得することができる者、及び、時効を援用しなければ自己の権利がくつがえされる者（取得時効）、あるいは、時効を援用すれば自己の義務や負担を免れることのできる者（消滅時効）という基準により、他方、訴訟法的援用については、時効を主張する訴訟法上の利益を有する者であれば誰でもよいと解する説がある⁴²。この考え方は、時効制度の旧民法における訴訟法的構成、現行民法における援用の実体法的性格並びに判例による訴訟上の攻撃防禦方法という性格を全て考慮した結

果の産物であり、右の第二説と第三説とを併せたような理論構成となっている。

右に示してきたように、学説は、かなり以前から時効援用権者の範囲を拡張すべきことを説いてきており、その理論構成に努力してきたものといえることができる。しかし、時効援用権者の範囲を拡張する学説の趨勢に対して、一定の懸念を表明する学説もある。これには二説あり、まず第一に、時効制度そのものを非倫理的色彩を有することは否定できないが、その非倫理性を少しでも除去すべきものと捉え、時効の援用権者を、時効により自らの義務なり責任なりを免れる者に限定すべきであると解し、その意味において、債権者には、債務者の有する他の債権者に対する消滅時効援用権を認めるべきではない（債権者地位によっても）と解する説があり⁽⁴³⁾、第二に、時効援用権者の範囲を一律に広げよとか狭めよとかという論法は適当ではなく、問題となっている者の類型に応じ、きめ細かく考えるべきであると解する説がある⁽⁴⁴⁾。この最後の説（類型説）は、判例が通説に倣って時効援用権者の範囲を拡張し続けている態度に対して警鐘を鳴らしているように見えるが、援用権者の範囲を拡張することを主張する前掲諸学説において、個々の類型に応じて、抵当不動産の第三取得者等に時効の援用権を認めるのが妥当であると判断し、斯様な主張を行ってきたものである⁽⁴⁵⁾から、この類型説の存在意義は、解釈上の指針を確認するものという程度であるものと思われる⁽⁴⁶⁾。

時効の援用権者に関する学説の現状は概ね右に述べてきたような状

況にある。ここに至ると、旧来の判例に所謂「時効により直接利益を受ける者」だけが時効の援用権者であるとする考え方には、かなりの疑問が生じてくる。つまり、その「直接」の意味が果してどの程度明確に説明できるであろうかということである。右に述べてきた学説の中にも、この「直接」という文言には拘泥しなくともよい旨のものが多いが、同感である。一体、この文言を入れることにどれだけの意味があるかというのである。時効の援用を欲する者の中に、自身にとって直接利益がないという者がいるであろうか。この点において、この「直接」という文言には殆ど意味がないものといわざるを得ない。時効を援用する理由がないと認められる者には、そのまま援用の効果を認めなければよいだけであって、何も直接間接などという文言は必要ないのではないかと思われる次第である。

註

- (32) 富井・前掲書（前掲註9）六三三頁等。判例はいまだにこの直接受益者基準という見解を採っており（前掲最判平一〇・六・二二）、調査官もこの見解を採っている（魚住・前掲「判解」前掲註8「一七四頁」）。なお、学説においても、この判例の基準につき、時効消滅の捉え方によっては機能しうる場合もあり、「判例法の採る基準にも再評価する余地がある」と解するものもある（森田宏樹「判評」最判平一・六・五」「法学協会雑誌一〇八巻八号」「平成三年」「一三五九頁「一二三六頁」）。
- (33) 柚木・前掲書（前掲註4）三三二頁。末川博「判研」（大判昭九・五・二）『判例民法研究』（弘文堂書房、昭和二年）二四一頁「二四九二五〇頁」。尚、末川説に同調していると思われるものに、田島

- 順「判研（大判昭九・五・二）」法学論叢三二巻六号（昭和九年）一〇五九頁「一〇六〇一〇六一頁」がある。
- (34) 末川・前掲書（前掲註33）二四九、二五〇頁は、このような反論を始めから予想しており、「しかし、民法第一七七条、第一七八条に所謂第三者にしても対抗要件の欠缺を主張するについて正当な利益を有する者といふやうなことが一般に是認されてゐるのだから、時効を援用するについて正当な利益を有する者といふ如き表現によつてここに所謂当事者の概念を規定することも強ち無理ではあるまい」として、斯様な理論構成をしておられる。
- (35) 我妻・前掲書（前掲註1）『総則』四四六頁。
- (36) 我妻・前掲書「担当不動産の第三取得者の時効援用権」『民法研究』有斐閣、昭和四一年（一九九頁）二二五頁」は、「時効の援用権者の範囲は『援用』という制度の有する目的から考察して決すべく、単に『直接ノ当事者』といつが如き形式的標準に依るべきではない」と解しており、その結果、担当不動産の第三取得者も当然に含まれるという考え方を示しておられる。なお、「直接」の当事者に限定して解釈する判例の態度に対しては、既に末弘博士も懸念を表明しておられた（末弘・前掲書「前掲註9」九六頁以下）。
- (37) 川島・前掲書（前掲註5）『総則』四五四頁。舟橋・前掲書（前掲註13）一七六頁。内池慶四郎「時効における援用と中断との関係」慶応義塾大学法学研究三〇巻六号（昭和三二年）四三六頁「四四九頁」。
- (38) 鳩山・前掲書（前掲註10）『註釋』六〇七頁。我妻・前掲書（前掲註1）『総則』四四八頁等。
- (39) 川島・前掲書（前掲註5）『総則』四五五頁。
- (40) 於保不二雄「時効の援用及び時効利益の放棄」法曹時報五巻七号（昭和二八年）三〇二頁「三三〇、三三二頁」。この考え方によると、当事者以外の第三者には相当広く時効援用権が認められることになると、具体的な説示はなされていない。なお、同様の見解として、園田格「時効の援用権者についての一反省」金沢大学法文学部論集法経篇一号（昭和二九年）六四頁（七一頁）がある。

- (41) 四宮・前掲書（前掲註5）二九二二九三頁。熊谷芝青「時効の援用権者」半田正夫編『現代判例民法学の課題』（法学書院、昭和六三年）一五七頁「一六七頁」。
- (42) 四宮・前掲書（前掲註5）三二四頁。

- (43) 遠藤浩「時効の援用権者の範囲と債権者代位による時効の援用」『手形研究四七五号（平成五年）一〇六頁「一〇六、一〇八頁」』。

- (44) 星野英一「時効に関する覚書 その存在理由を中心として」『民法論集第四巻』（有斐閣、昭和五三年）一六七頁「三〇五、三〇六、三〇九頁」。なお、石田（喜）・前掲「判批」（前掲註31）一〇二頁一〇五頁は、星野教授の見解を以て自説を構成し、星野説が主流となるべき旨を強調しておられる。

- (45) しかし、この類型説に対しては、「時効制度はマクロ的に捉えるべき制度であり、個別的な類型に応じて当事者の利益状況を分けて考えるという発想にはなじみにくいという性質を内包しているのではないか。換言すれば、時効制度はもとも、場合によっては望外の利益を取得させることをも可能にする制度ではないか」（磯村保「判評（最判平四・三・一九）」『私法判例リマックス7』日本評論社、平成五年）一五頁「一八頁」という提言のあることも見逃せない事実である。

第四章 「時効の援用権者」理論の再検討

第一節 消滅時効の援用権者

以上の論述から、時効援用権者の範囲に関する従来の判例法理並びに主要学説の考え方を概観し、一応整理することができた。

そこで次に、最近の有力説の示す基準を参照すると、時効の援用を

認められる者は、まず第一に、時効の援用により義務を免れる者（直接の当事者）であり、第二に、直接の当事者は第三者のために援用すべき関係にあることを要し、更に、第三に、直接の当事者が第三者のために援用すべき関係にあるとは言えなくとも、他に第三者に援用権を認めるべき特別の理由が見い出されれば、第三者にも援用権を認めてもよいものと解されている⁽⁴⁶⁾。そして、この学説によると、この第一から第三の基準に合致していれば、時効の援用権者として認められるものと解されている。つまり、物上保証人や抵当不動産の第三取得者のような第三者に時効援用権が認められるためには、第一と第二、または第一と第三の基準が充たされていれればよいということになる。

右のように解すると、判例に所謂「直接受益者」という概念を持ち出さずとも、物上保証人、抵当不動産の第三取得者から最近の売買予約の仮登記に劣後する抵当権者や第三取得者に至るまでの第三者に時効援用権を認めることができる。これは、我妻博士の力説された、直接性という觀念に拘泥する必要はない旨の議論を一步進めたものとして評価されよう。ただ、右の松久説においても、やはり第一に「直接の当事者」が時効の援用権者であると制限的に解されており、判例及び旧来の学説の見解に技巧を凝らしたに過ぎないともいえ、また、第三の基準を設定したことによって、基準全体が曖昧になってしまふような印象を受ける⁽⁴⁷⁾。

そこで、現時点における消滅時効の援用権者に関する私見を提示すると、時効の援用権者は、訴訟において時効を援用しうる者も、裁判

外で時効を援用しうる者も、共に、その訴訟上あるいは裁判外の時効の援用により、法律上正当に自己の権利（財産権）を保全することができる者のような、時効を援用するにつき正当な理由を有する者であると解しておきたい。即ち、抵当不動産の第三取得者であれば、抵当権の被担保債権が消滅することにより、その効果として、自己の不動産所有権を保全しうる立場にあり、これは物上保証人も同様であり、更に、売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記に劣後する抵当権者や第三取得者もまた同様に、予約完結権の時効消滅により仮登記が抹消されると、その効果として、自己の権利を保全することができる立場にある。このように考えると、消滅時効のケースは容易に説明がつくことになる⁽⁴⁸⁾。

註

- (46) 松久・前掲論文（前掲註20）一五六九頁。同、時効援用権者の範囲「金融法務事情一一二六号（平成二年）六頁」「一三頁」。しかし、半田吉信「判評」最判平四・三・一九「判例評論四〇八号（平成五年）三五頁」「四一頁」は、この第三基準を持ち出すことにより、第一、第二基準を相対化してしまつるとともに、時効の援用権者の範囲の決定基準が再び一般条項に委ねられる結果になり、議論が振り出しに戻ってしまう旨の懸念を表明している。
- (47) 半田・前掲「判評」（前掲註46）四一頁も斯様な趣旨の懸念表明であるものと思われる。

- (48) ただ、斯様に構成する場合、債務者が債権者に対して消滅時効を援用するような単純類型のときに、この債務者が果たして「正当な権利を有する者」かどうかは疑わしい。しかし、この場合にも、法定の

時効期間の経過により、実体法上の権利を付与されたものと解すれば、特に問題はない。取得時効の単純類型についても同じである。

第二節 取得時効の援用権者

次に、取得時効のケースはどうであろうか。判例において時効の援用が認められなかった建物賃借人のケース（前掲最判昭四四・七・一五）を考えてみよう。このケースにおいて、土地の取得時効の援用により利益を受けるのは、いうまでもなく建物の所有者たる建物賃借人である。建物賃借人が土地の時効取得を主張して、これが認められれば、土地占有者たる建物賃借人は土地所有者となり、建物賃借人の権利も安泰となる。しかし、右判例によると、建物賃借人には時効援用権は認められていない。何故か。その理由は、判例の見解から考えると、取得時効の援用権者は、時効によって直接権利を取得する者に限られるからである（前掲大判昭一〇・一一・二四、最判昭四四・七・一五及びその原審参照）。この場合、建物賃借人は、時効の援用によって新たに権利を取得することはない。したがって、建物賃借人には建物賃借人（建物所有者＝土地占有者）の取得時効の援用権はないものと解されているのである。

この場合、建物賃借人には賃借権を設定したことにより、賃借人に賃借権を確定的に取得させる義務があり、その結果、賃借人には時効を援用すべき義務があると構成し、この点を理由として、賃借人に直接の時効援用権を認めるべきであると解する見解もあるが⁴⁹、建物賃

借人と土地所有者とは互いに何等権利関係に立つ者ではなく、建物賃借人に土地の取得時効が完成したことによって、建物賃借人も、偶然的かつ反射的に権利享受関係が発生したに過ぎないのであるから、この場合において、建物賃借人の土地所有者に対する直接の時効援用権を認めることには、やはり無理がある。

然るに、現在でもなお通説たる我妻栄博士及び近時の学説は、土地を時効取得する占有者から、時効完成前、当該土地につき、地上権や抵当権の設定を受けた者（物権取得者）に取得時効の直接の援用権を認めている⁵⁰。右最判昭四四・七・一五は、時効取得される土地上の建物につき、賃借権の設定を受けた者からの時効の援用であつたので、この通説の考える事実と若干異なるところがある。もし、時効取得される土地の賃借人であつたならば、時効の援用を認められる立場にあつたのかも知れない。下級審の裁判例には、土地賃借人の取得時効を土地賃借人が援用することを認めているものがあるが（東京地判平元・六・三〇判例時報一三四三号四九頁）⁵¹、最高裁の判例にはこの点につき明言したものは現れていない。また、前掲最判昭四四・七・一五の考え方によると、最高裁は、取得時効の援用権者を物権取得者に限定して考えているようにも見える。しかし、賃借権でも対抗力を備えれば物権的効力を認められるのであるから（民法第六〇五条、借地借家法一〇条、三一条）、物権取得者に限定して考えることは妥当ではない。それでは、一歩進んで、右の場合において、建物賃借人が建物賃借人に代位して土地の取得時効を援用することは認められるであろう

か。例えば、不動産の賃借人は、自己の賃借権を保全するため、賃借人に代位して、不法占拠者に対して妨害排除を請求することができる者と解されている(大判大九・一一・一一民録二六輯一七〇一頁、大判昭四・一一・一六民集八巻九四四頁、最判昭二九・九・二四民集八巻九号一六五八頁等)⁵²。そこで、私は、この賃借人の有する妨害排除請求権を賃借人が代位行使しうると解する判例の考え方を応用して、建物賃借人の土地所有者に対して有する取得時効の援用による土地所有権登記の承諾請求権の代位行使を建物賃借人に認めることはできないものであるかと考える。自己の賃借権の保全を目的とする債権者代位権(民法第四三三條)の行使といふことであるならば、右の場合において、何等差等を設けるべき理由はなくとも解しうるから、その行使が認められるべきではないだろうか。斯様に考えれば、直接の時効援用権が認められなくとも、賃借権の保全が可能になる。この場合には、消滅時効の場合における債権者代位の場合と異なり、一方の債権者の代位行使により、他方の債権者の債権を消滅させるような債権者平等の原則に反する不当な出し抜き行為⁽⁵³⁾を認める結果にはならないからである。

註

(49) 松久・前掲論文(前掲註20)一五五九頁。同・前掲論文(前掲註46)一一二二頁。

(50) 我妻・前掲書(前掲註1『総則』)四四六頁。五十嵐・泉・鍛冶・甲斐・稲本・川井・高木『民法講義1総則』高木多喜男(有斐閣、

改訂版、昭和五六年)三三四頁。

(51) 松久三四彦「判評(東京地判平元・六・三〇)」、『私法判例リマークス2』(日本評論社、平成三年)一五頁「一八頁」は、この場合には、前記第一基準及び第二基準に合致するとして、本裁判例の結論は妥当であると解している。但し、本裁判例がその前提として我妻説を採っていることには批判的であり、これでは時効利益の享受には援用の必要があることの理由にはなっても、援用権者の範囲の基準を導く理由にはならないか、少なくとも不十分であると述べている(同・前掲「判評」本註「一七一八頁」)。

(52) 所謂債権者代位権の転用の問題であるが、この点は通説(我妻・前掲書「前掲註23『債権総論』」一六三・一六四頁)も積極的に認めるところである。

(53) 斯様な理由から、消滅時効援用権の債権者代位による行使に反対する学説として、遠藤・前掲論文(前掲註43)一〇八頁、松久・前掲論文(前掲註20)一五六四・一五六五頁、前掲最判昭四三・九・二六における松田裁判官の反対意見等がある。特に、遠藤教授は、時効の援用権者は「それによつて義務を免れ、責任を免れる者に限定すべきである。たんに利益を増進させるような棚ぼた式の利益にあずかる者にまで広げる必要はない」として、代位行使に反対しておられる。斯様な考え方からは、債務者の有する不動産取得時効援用権を一般債権者が代位行使することも、私見のような、建物賃借人の有する土地取得時効援用権の建物賃借権者による代位行使も否定されることになる。確かに、消滅時効援用権の代位行使は、債権者間に不平等を生ずる不当な結果を招来することになることもあるので認められないと解する考え方もあろう。しかし、取得時効に関しては、たとえ債権者たる賃借人等が棚ぼた式に利益を享受することになつても、これを認めて差し支えないものと思われる(同頁、松久・前掲論文「前掲註20」一五六五頁)。私は、取得時効に関しては、債権者代位権の利用を積極的に認めるべきであると考ええる。

第三節 小 括

以上、消滅時効の援用権者と取得時効の援用権者に関して考察してきたが、右のように考えると、時効の援用権者の問題は、消滅時効の場合と取得時効の場合とを分けて考えるべきであるように思われる。両者は、時効の援用により利益を受ける者の状況が異なるからである。いくら、取得時効も権利の取得の反面、権利の消滅する者もあるとはいっても、やはり、これらは問題状況を別々に捉えて考えるのが本筋であり、それぞれの制度趣旨からも斯様に解することが妥当である。

結局、時効の援用は、法律上自己に与えられた権利を行使し、あるいは自己の立場を保全するために行われるのであり、したがって、援用権者の範囲も現代における多種多様な問題状況において徐々に広がりを見せて行くのは仕方がないところである。問題状況が多様なのであるから、援用権者を「直接受益者」と限定してみたところで、その「直接」の説明につき、理論的に切羽詰まるばかりである。したがって、私見は、抽象的ながら、時効の援用権者を「時効の援用により、自己の権利（財産権）を行使し、または自己の権利を保全しうる者」と考えることを提示してきた次第である。

第五章 結 語

時効の援用権者に関する判例及び学説の状況は、概ね右に述べてき

たとおりである。判例が時効の援用権者は「直接の当事者」であり、「間接の当事者」は含まないと解し、学説が判例の態度を批判し、制限的に、あるいは無制限的に、時効の援用権者を拡張すべきことを説き、近時はこの拡張傾向に歯止めを掛けようとする学説も現れ、これが支持されつつあるというのが、時効援用権者に関する法理論の流れである。

私は、本稿において述べてきたように、時効の援用という制度は法律上正当に自己の権利を行使し、または保全するためにあるものと解している。したがって、時効の援用権者の範囲も狭く限定する必要性なく、当該取得時効あるいは消滅時効の完成により、法律上正当に自己の権利として行使し、または権利を保全しうる者であれば、一応誰でも時効を援用することができ、ただ、第三者の時効援用権についてのみ、当該の実状に依りて、直接の援用権か、あるいは債権者代位権ないしその転用に基づく援用かの、いずれが妥当であるかを認定すればよく、時効援用権を認めるべきではない者については、類型毎に除外するという個別基準を設ければよいという理論を展開してきた次第である。

いずれにしても、裁判において時効を援用する場合において、直接の援用が認められるかどうか疑わしいときには、まず主位的請求として直接の援用権を主張し、予備的請求として債権者代位権による援用を主張すべきであり、裁判所にその当否に関する判断を仰ぐことになる⁶⁴。ただ、債権者代位権を斯様な場面で用いることについては、

これに懸念を表明する学説もなお根強く存在しているという事実があり、私見の安易さは否めない。この辺りの理論をどう煮詰めて行くのかという問題が残されている。なお問題は尽きないのである。

(一九九八年九月三〇日稿)

(いしぐち おさむ・高崎経済大学地域政策学部非常勤講師)

註

(54) この場合でも、消滅時効のときには、代位行使が認められないケースも出てこよう。しかし、例えば、物上保証人の債権者や配当異議の訴を提起する債権者が、物上保証人や債務者の、抵当権者や他の債権者に対して有する消滅時効援用権を代位行使するケースなどにおいては、いずれも自己の債務者の責任財産の保全につながる関係上、右債権者には、債務者の無資力を要件として、代位行使を認めるべき正当な理由があるものと解して差し支えなく、消滅時効のケースにおいても、やはり類型別に個別判断を行う必要があり、債権者による代位行使を一律に否定することは妥当性を欠くものと思われる。なお、斯様な場合につき、債務者の資力改善のためには、債権者の代位行使を認めることはそれほど不当ではなく、また、債務者が弁済を欲していれば、援用後も弁済することは可能であるとして、債権者の代位行使に賛意を表明する学説(山田卓生「判解」最判昭四八・二二・一四)加藤一郎・平井宣雄編『民法の判例』有斐閣、第三版、昭和五四年「四七頁」「四九頁」)もあることを付言しておく。

Zur Revision der Theorie “ Der Berechtigte zum Vorschützen der Verjährung ”

Osamu ISHIGUCHI

Zusammenfassung

. Vorwort

Dieser Aufsatz zieht die hinsichtlich des Berechtigtes zum Vorschützen der Verjährung erschienen Probleme in Betracht, daß es in der Rechtsprechung und Literatur in Japan erörtert worden ist.

. Problemstellung

Dieser Abschnitt erörtert die Probleme, ob der Bürge, der Selbstschuldner, der Besteller von Sicherheiten für fremde Verbindlichkeit, und der Dritterwerber des Grundstücks mit einer Hypothek usw. insofern sich auf die Einwendungen beruft, als der Anspruch verjährt hat.

. Der Bereich des Berechtigten zur Berufung von Verjährung

1 . Entscheidungen

Die Rechtsprechung hält den Berechtigten zum Vorschützen der Verjährung für “ unmittelbarer Interessent wegen des Verjährungseintritts ”.

2 . Literatur

Demgegenüber macht die Literatur (herrschende Meinung) geltend daß der Berechtigte zum Vorschützen der Verjährung der unmittelbarer Interessent sowie der Rechtserwerber und der Entlastungsschuldner wegen des Verjährungseintritts ist. usw.

. Zur Revision der Theorie “ Der Berechtigte zum Vorschützen der Verjährung ”

Dieser Abschnitt handelt über den Berechtigten zum Vorschützen der erlöschende- und erwerbende Verjährung.

. Schluß

Zum Schluß erörtert dieser Abschnitt über die Stellungnahme für die hier ausgeführten Probleme.